

随意契約理由書

工事名称： 南大阪湾岸流域下水道 中部水みらいセンター 沈砂池電気設備更新工事（2系）

工事場所： 泉北郡忠岡町新浜三丁目地内

中部水みらいセンターに設置されている2系沈砂池電気設備は、2系沈砂池機械設備を稼働させるための役割を担った設備であり、後段の水処理施設へ汚水を送水する汚水ポンプの安定・安全稼働を行うため欠かすことのできない非常に重要な設備である。

当該設備は設置から27年以上が経過し、老朽化が進んでおり、近年精密部品の劣化による不具合が発生している。また、当該設備は既に製造が中止され、既存メーカーにおいても保有部品の在庫数が減少しているなど、故障時における対応が難しくなっている。

本工事は老朽化した2系沈砂池電気設備を、既設設備を一部運用し切替しながら、別途発注の沈砂池機械設備更新工事（2系）と同時に施工するものであり、既設設備の機能増設を含め、システム設計、機器製作、据付及び監視制御設備と連携して試運転調整までの一切を行うものである。

今回工事の試運転調整において連携を確認する監視制御設備は、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作されている。そのため、本工事におけるシステム設計や、監視制御設備と連携しての試運転調整には、設計・製作者が管理保有するシステムに関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、今回沈砂池設備の更新により新たに連携確認を行う機能確認にあたっては、既設システムを含めたシステム全体の機能動作を掌握した上で行われる必要がある。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識を保有していることなど特別な能力が必要である。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付及び試運転調整を実施したメタウォーター株式会社関西営業部が唯一施工可能な企業であると考えられるが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がないかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施した結果、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）は無く、同社から徴取した見積が予定価格内であったため、地方公営企業法第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。